

(2) 担い手育成支援事業

事業名	担い手育成支援事業		
事業の目的	<p>○ 担い手への農用地の利用集積の推進及び土地改良負担金の一層の軽減を図る必要があるとともに、食料・農業・農村基本法の基本理念に即して、食料の安定供給を確保するため、麦・大豆・飼料作物等を対象とする生産振興を図るなど、土地利用型農業の活性化を推進することが課題となっていることから、土地改良負担金の軽減を通じ、農用地の効率的利用と土地利用型農業の活性化に資するものとする。</p>		
事業の内容	<p>土地改進黨業負担金の軽減を図るため、年償還額がピーク時の7割を超える期間を限度として、負担金の償還利息が2%を超える利息相当額（土地利用の高度化に積極的に取り組む地区においては1%相当額を加算（土地利用高度化加算））。広域專業特例については、償還利息の1%に相当する利息相当額（を土地改良区等に対し事業実施主体が助成する経費に対し助成する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="175 880 718 1485" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【事業フロー】</p> </div> <div data-bbox="734 880 1388 1485" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【担い手育成支援事業のイメージ図】</p> </div> </div>		
事業実施主体	北海道土地改進黨業団体連合会		
実施期間	平成7年度～ (認定期間 平成7～12年度)	補助率等	国 1/2 道 1/2
令和5年度予算額	地区数 2地区	事業費(道費) 4,936 (2,468)千円	
最近の実績等	令和4年度 令和3年度	4地区 4地区	6,854 (3,427)千円 6,255 (3,128)千円